

65歳以上の方の 介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は知多北部広域連合に納付していただきます。

■問い合わせ

・知多北部広域連合 事業課

☎ 052-689-2261

・役場 福祉課 内線124

介護保険料(平成30年度)

平成30年4月1日現在で
65歳以上の方の平成30年度介護保険料は次のとおりです。

保険料基準額(60,876円)と前年所得などにに基づき、所得段階別に保険料を決定します。

★…世帯全員が住民税非課税者 ●…本人が住民税非課税者 ○…本人が住民税課税者

所得段階	対 象	基準額 ①	保険料率 ②	介護保険料(年額) ①×② (百円未満切捨て)
第1段階	①生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者 ②高齢福祉年金受給者 …………… ★ ③前年の課税年金収入と その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 …………… ★ ※保険料率5%分(3,000円)保険料を軽減	60,876 円	0.45	本人負担 24,300円 保険料 27,300円 軽減額 3,000円
第2段階	前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80万円を超え120万円以下の方 …………… ★		0.65	39,500円
第3段階	前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 120万円を超える方 …………… ★		0.75	45,600円
第4段階	世帯に住民税課税者がいて、前年の課税年金収入と その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 …………… ●		0.90	54,700円
第5段階	世帯に住民税課税者がいて、前年の課税年金収入と その他の合計所得金額の合計が80万円を超える方 …………… ●		1.00	60,800円
第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の方 …………… ○		1.20	73,000円
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 …………… ○		1.30	79,100円
第8段階	前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 …………… ○		1.50	91,300円
第9段階	前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方 …………… ○		1.70	103,400円
第10段階	前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方 …………… ○		1.80	109,500円
第11段階	前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方 …………… ○		1.90	115,600円
第12段階	前年の合計所得金額が800万円以上の方 …………… ○		1.95	118,700円

※「合計所得金額」は、収入金額から必要経費に相当する金額および土地・建物などの譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額。
それ以外の各種所得控除の額は差し引かない。

※「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から課税年金の所得金額を差し引いた額

介護保険料の賦課

介護保険料の賦課期日は毎年4月1日です。その後、新たに被保険者資格を取得した方は、資格を取得した月(65歳以上で新たに東浦町民となった方は、東浦町民となった日の属する月、4月2日以降に65歳に到達する方は誕生日の前日の属する月)から保険料の賦課が始まります。

介護保険料の納付方法

年金から天引き(特別徴収)される方は、すでに4月、6月の年金から天引き(仮徴収)をしています。8月も仮徴収として天引きをしますが、10月以降の年金で仮徴収した保険料と確定した保険料との差額を天引き(本徴収)して調整します。

介護保険料の口座振替制度

普通徴収の方は、便利で安心な口座振替制度を利用してください。

※4月以降に65歳になった方や転入した方などで6月、8月、10月、12月、2月の各1日時点の状況で年金保険者(日本年金機構など)から連絡のあった方は、約6か月後の年金から天引きされます。

※老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金は特別徴収の対象です。

※納付書による納付場所は、納付書裏面を確認してください。

納付方法	対象	納付方法	
特別徴収	平成30年2月年金分から天引きされている方(年金額が年額18万円以上の方)	年金からの天引き	第1期分(4月年金・仮徴収) 第2期分(6月年金・仮徴収) 第3期分(8月年金・仮徴収) 第4期分(10月年金・本徴収) 第5期分(12月年金・本徴収) 第6期分(2月年金・本徴収)
普通徴収	上記以外の65歳以上の方	納付書による納付または口座振替	第1期分(7月31日納期限) 第2期分(8月31日納期限) 第3期分(10月1日納期限) 第4期分(10月31日納期限) 第5期分(12月25日納期限) 第6期分(2月28日納期限)

コンビニでも納付可

バーコード付きの納付書は、コンビニエンスストアでの納付が可能です。なお、納付書記載の「コンビニエンスストア使用期限」を過ぎた納付書やバーコードが印字されていない納付書は、コンビニエンスストアでの取り扱いができないので注意してください。

高額介護サービス費の申請

※1…同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、65歳以上の方の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の方

※2…平成29年8月から3年間に限り、同一世帯のすべての65歳以上の方(サービスを利用していない方も含む)の利用者負担割合が1割の世帯には、年間446,400円(8月～翌7月)を上限とする緩和措置が適用されます。

※3…「その他の合計所得金額」は、平成30年8月から「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び課税年金の所得金額を控除した額」となります。

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算)し、上限額を超えた場合は、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	上限額
現役並み所得者 ※1	世帯44,400円
一般 ※2	世帯44,400円
住民税世帯非課税	世帯24,600円
・課税年金収入額およびその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 ※3 ・老齢福祉年金の受給者	個人15,000円
生活保護の受給者	個人15,000円
利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	世帯15,000円

減免制度

次の表のすべての項目に該当する方(生活保護受給者を除く)は、利用者負担の減免を受けられます。

利用者負担の減免申請は、申請書を役場福祉課または知多北部広域連合に提出してください。

※その他、災害などの事情により保険料や利用者負担の減免を受けることができます。

介護保険料の所得段階	減免対象要件	利用者負担額
第1段階	・世帯の年間合計収入が98万円(世帯員2人の場合は32万円加算した額。以後世帯員が1人増える毎に32万円加算した額)以下の方(年金なども含む)	$\frac{1}{4}$
第2段階	・住民税課税者に扶養されていない方(同一生計者を含む) ・世帯の預貯金額の合計が350万円(世帯員2人の場合は100万円加算した額。以後世帯員が1人増える毎に100万円加算した額)以下の方	
第3段階	・介護保険料を滞納していない方	$\frac{1}{2}$